

**令和6年度市町村避難所DX等推進事業委託業務に係る
提案競技審査委員会設置要項**

(設置)

第1条 令和6年度市町村避難所DX等推進事業（以下、「事業」という。）委託業務に係る提案競技審査を行うため、審査委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は事業に係る提案競技審査及び予備審査を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 竹田市 社会福祉課 課長
- (2) 大分県 防災対策企画課 課長
- (3) 大分県 生活環境企画課 課長

2 審査委員会の委員長は、生活環境企画課長をもって充て、会議を総括する。

3 委員の任期は令和6年5月31日（金）までとする。

(委員の責務)

第4条 委員は公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は直接間接問わず、事業に係る提案競技の応募に参画してはならない。

3 委員が前項の応募に参画したことが判明したときは、委員会は、当該応募を審査対象外とするとともに、当該委員を除名する。

4 委員は審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。

(委員会)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ審査会等を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて、委員以外の出席者を求めることができる。

(委員会の非公開)

第6条 委員会は非公開とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は大分県生活環境部生活環境企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、県生活環境企画課長が別に定める。